東部大阪都市計画高度利用地区の変更(門真市決定)

東部大阪都市計画高度利用地区を次のように変更する。

来即入	C13/13/13/12 E 0/13/	0171-5050	7 900			
		建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	
種類	面積	容積率の	容積率の	建蔽率の	建築面積の	備考
		最高限度	最低限度	最高限度	最低限度	
高度利用地区 (古川橋駅北 A 地区) 準防火地域	約 1.0ha	40/10	20/10	6/10	2000 m²	
高度利用地区 (古川橋駅北 B 地区) 準防火地域	約 0.4ha	30/10	15/10	8/10	1000 m²	
高度利用地区 (古川橋駅北 C 地区) 準防火地域	約 0.2ha	35/10	15/10	7/10	500 m²	
高度利用地区 (古川橋駅南 A 地区) 防火地域	約 3.1ha	35/10	20/10	7/10	200 m²	
高度利用地区 (古川橋駅南 B 地区) 準防火地域	約 0.9ha	30/10	10/10	8/10	160 m²	
高度利用地区 (古川橋駅南 C 地区) 準防火地域	約 4.4ha	30/10	10/10	6/10	160 m²	
合計	約 10ha					

制限の緩和

- 1. 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 53 条第 3 項第 1 号又は 第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。
- 2. 古川橋駅北 A 地区及び古川橋駅北 C 地区における建築物の容積率の最高限度は、広場等の有効な

空地(壁面の位置の制限に関する部分を除く)の面積の合計が敷地面積の 10%以上確保される場合は、10/10 を加えた数値とすることができる。さらに、建築物の一部において屋内型の広場スペース、集会所、若しくは交流機能の用に供する部分を 200 ㎡以上備えた建築物を建築する場合は、5/10 を加えることができる。

- 3. 古川橋駅南 B 地区及び古川橋駅南 C 地区にあたっては都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定による都市計画告示(昭和 56 年 2 月 25 日門告)第 13 号の際、現に存する所有権、その他の権利に係る土地の面積では、建築物の建築面積の最低限度の規定に適合した建築物の建築ができない土地について、建築物の容積率の割合が 10 分の 20 以下で、土地の全部を 1 の敷地として使用する場合は、建築物の建築面積の最低限度は上記の数値を下回ることができる。
- ※ 位置及び区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。